

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：教育委員会

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備 考
						名称	金額		
隠岐水産高等学校実習棟増築に係る校内LAN増設業務	R5.7.7	島根県松江市西嫁島3丁目2番13号株式会社えすみ松江営業所 所長	1,889,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	島根県会計規則の運用について第66条関係の1の(2)のエ(契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき)に該当するため。	—	—	教育施設課	
						—	—		
						—	—		
浜田養護学校整備に係る測量・設計等業務委託	R5.7.10	松江市古志原4丁目1-1 島根県土地開発公社理事長	18,387,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	島根県会計規則の運用について第66条関係の1の(2)のウ(公法人との直接契約)に該当するため。	—	—	教育施設課	
						—	—		
						—	—		
教職員住宅室内設備改修業務の委託契約	R5.7.11	島根県住宅供給公社 松江市古志原4丁目1番1号	8,025,963	167条の2第1項第2号	下記のとおり委託業務を確実かつ効率的に実施できるのは島根県住宅供給公社のみである。 ①H26.10～R2.9まで教職員住宅の維持管理業務を委託しており、現場の住宅状況を詳細に把握している。 ②改修箇所が石見部と隠岐に分かれており、県内各地域に事務所を構えている当該委託先が効率的に事業を実施できる。 ③当課に建築技師がおらず、改修工事の設計施工に関する業務を行うことが困難であり、当該委託先の技術的知識を得ることが最良である。	—	—	福利課	
						—	—		
						—	—		